

## 柳津町障がい者活躍推進計画

機関名	柳津町（町長部局）
任命権者	柳津町長 小林功
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
柳津町における障がい者雇用に関する課題	<p>柳津町において、令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。</p> <p>しかしながら、令和3年4月には地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定であるため、積極的な採用活動を行う必要がある。</p>
目標	
1 採用に関する目標	<p>各年度において、法定雇用率を満たすよう、募集・採用を行う。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
2 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を基に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>①障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>②組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関との連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整備し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>③役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>①現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>②所属長との人事評価面談を行い、障がい者との業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>

<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>①人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>②措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。</p> <p>③募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
<p>4 その他</p>	<p>①各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。</p>